

## 第6章 検査

### § 6-1 一般事項

- (1) 排水設備等の新設等を行った者は、工事完了後、すみやかに竣工検査を受けなければならない。
- (2) 竣工検査には、必ず当該工事担当の責任技術者が立会しなければならない。
- (3) 検査の結果、手直し工事があったときは、すみやかにその部分の手直しを終え再検査を受けなければならない。
- (4) 建物新築に伴う排水設備工事の検査は、原則として入居前に竣工検査を受けなければならない。

#### 【解説】

- (1) 条例第8条により、工事完成後7日以内に完成届を提出し、すみやかに竣工検査を受けなければならない。
- (2) 富良野市排水設備等工事指定業者に関する規則第12条により、責任技術者が立会しなければならない。

### § 6-2 検査項目

検査項目は、概ね次のとおりとする。

- (1) 排水管は管口、流水状態、清掃状況等を目視し、排水管の見通しについては、鑑等で目視する。必要に応じて検尺を行う。事前に排水設備の清掃を実施しなければならない。
- (2) まずは、蓋、インバート、目地、流水状況について目視により行う。また、柵間の距離、ますの深さは、巻尺、箱尺等により測定する。
- (3) トラップ、掃除口は、取付位置、封水の確認、取付状態等について目視により行う。
- (4) 衛生器具は、取付の状態、メーカーの確認、器具の種類について目視により行う。
- (5) 外廻りの仕上がりは、埋戻状況、砂利敷、舗装復旧等、仕上り全体について目視により行う。
- (6) 管勾配は、必要に応じて水準測量を行う。
- (7) 各排水器具より確実に排水されること。
- (8) 竣工後、目視で検査を行えない箇所については、工事写真帳により検査を行う。

#### 【解説】

- (7) 竣工検査時には、実際の排水を目視するので、設置義務者、ハウスメーカー等と事前に日程を確認し排水が確認できる検査日程、体制とすること。
- (8) § 5-32 撮影の方法参照。